

家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和8年6月5日（金）午前10時00分から午前10時20分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

氏本厚司、内野宗揮、金矢拓、清藤健一、酒巻匡、佐藤淳、土橋央征、西野
吾一、馬渡直史、芳野直子

（幹事）

青柳年泰、池田公博、遠藤圭一郎、大塚雄毅、上馬場靖、川瀬孝史、北嶋典
子、木村直樹、小林剛、佐藤隆之、藤沢省吾、松浦泰樹、松田和哲、山中仁美、
吉岡大地、吉田誠

4 諮問事項

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律
（令和7年法律第39号。ただし、同法附則第1条ただし書各号に掲げる規定を除
く。）の施行に伴う少年審判規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

資料1 家庭規則制定諮問委員会諮問事項

資料2 少年審判規則の改正に関する要綱案

資料3 少年審判規則の改正に関する要綱案の補足説明

資料4 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

資料5 家庭規則制定諮問委員会席図

資料6 議事進行予定

6 議事録

【酒巻委員長】 委員長の酒巻でございます。皆さんお揃いですので、少し定刻より早いですが、始めさせていただきます。

本日の議事進行は、私が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今より最高裁判所家庭規則制定諮問委員会を開催いたします。開催にあたりまして、事務局の馬渡委員から一言御挨拶をお願いします。

【馬渡委員】 家庭局長の馬渡でございます。事務局を代表して、私の方から一言御挨拶申し上げます。全委員、幹事の皆様方には、御多忙の中、本委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

令和7年5月に成立した情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律は、刑事・少年の裁判分野の手續について全面的なデジタル化を実現するものであり、この改正法のうち、データによる発受等に関する規定が令和9年3月31日までの政令で定める日に一部施行される予定でございます。本日の家庭規則制定諮問委員会では、この改正法に対応する少年審判規則の改正に関して御審議をお願いいたします。改正法による改正後の刑事訴訟法には、手續をデジタル化するための規律が多く設けられましたが、少年法上の手当は限定的でございます。要綱案では、少年審判規則において、刑事事件と同様の手續のデジタル化に伴う規律を設けるとともに、少年事件の特質を踏まえた規律を設けることとしております。

本日は、皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、酒巻委員長、よろしくお願いいたします。

【酒巻委員長】 本日は、川出委員ほか9名の方々は御欠席と伺っております。最高裁判所家庭規則制定諮問委員会細則第4条による委員の3分の1以上の出席という定足数を満たしていることは、事務局を通じて確認しております。

審議に入る前に、議事進行予定等をお知らせいたします。本委員会への諮問事項は、資料1のとおりです。審議の進め方は、資料6の議事進行予定に従い、担当の幹事からの説明を聴取した上で、皆様の御質問、御意見をお伺いし、午後0時頃までには終えることにしたいと考えています。

それでは、まず、事務局の北嶋幹事から、本日の配布資料についての御説明をお願いします。

【北嶋幹事】 配布資料について御説明いたします。配布資料は、席図を除きまして事前に配布させていただいておりますが、いずれも席上のタブレットPCからも閲覧可能となっておりますので、御確認ください。

まず、資料1ですが、こちらは本委員会の諮問事項です。資料2は、事務当局で作成いたしました少年審判規則の改正に関する要綱案でございます。資料3はその補足説明です。資料4は、本委員会の委員・幹事等の名簿、資料5は本日の席図、資料6は本日の議事進行予定となっております。

【酒巻委員長】 次に、議事録の取扱いについて皆さんにお諮りします。

最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの方法で公表する、例えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載するという形で公表しております。本委員会におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますが、この点について皆さんの御意見を頂戴したいと思います。ただいま御説明したような議事録の取扱いについて、何か御意見ありますでしょうか。

(異議なし)

特段の御意見もないようですので、議事録につきましては、先ほど申しましたとおり、発言者名を明記して、かつ、何らかの方法で公表という形で進めたいと思います。

それでは次に、諮問の趣旨について、事務局の北嶋幹事から御説明をお願いします。

【北嶋幹事】 諮問の趣旨について御説明いたします。最高裁判所規則の制定は、最高裁判所の裁判官会議の議決を要しますが、その際に、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができるとされており、先般、裁判官会議において本件についてその諮問がされましたことから、本日の本委員会が開催されるに至った次第です。

諮問事項は資料１のとおりでございますが、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第３９号。ただし、同法附則第１条ただし書各号に掲げる規定を除く。）の施行に伴う少年審判規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。この諮問を受けまして、事務局において資料２の要綱案を作成いたしましたので、本日はこの要綱案を基に御審議をお願いいたします。

【酒巻委員長】 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。最初に、要綱案の内容について、事務局の北嶋幹事から御説明をお願いします。

【北嶋幹事】 御説明いたします。要綱案は、第１として、書類の電子化に関する規定の整備、第２として、映像と音声の送受信による通話の方法による手続に関する規定の整備、第３として、その他所要の規定の整備に関するそれぞれの規定の改正・新設について記載したものです。

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」、こちらを以下改正法と言いますが、改正法上の委任を受けて規定を設けるものも含めまして、改正法の趣旨に沿って少年審判規則を改正するものです。

具体的な内容は、要綱案の補足説明のとおりでございますので、詳細の御説明は割愛させていただきます。

要綱案の御説明は以上です。

【酒巻委員長】 もうすでに皆様、要綱案と説明については御承知のことと存じますので、まず要綱案に関する質疑を行うことにします。

要綱案に関する御意見は、後に伺うことにしまして、まず、要綱案について御質問のある方は、挙手をお願いします。

松田幹事、どうぞ。

【松田幹事】 幹事の松田から質問させていただきます。要綱案第2の3(1)リモート会議での打合せに関連する質問になります。

今回の改正の規則30条の4につきましては、元々から検察官関与決定のある事件についての打合せを射程にしているものですが、一方で、大多数の事件は検察官関与がございませんが、そういった事件においても、裁判官と付添人、調査官と付添人、あるいはこれらの3者によって、例えば家裁送致の直後であれば否認事件についての進行協議、審判直前であれば処遇決定や審判運営についての打合せ、また審理の中間期には要保護性に関する見立ての共有や処遇決定の見通しの共有、そういった目的でカンファレンスを開催することが非常に多くございます。

そちら、条文上の明文の根拠はございませんが、改正前の規則30条の4がその1つの手掛かりとされておりました。

こうしたカンファレンスは、検察官関与決定がない事件においても審理を充実させるために大変重要と考えておりまして、付添人としては、是非、裁判官、調査官と密に協議をするようにということで励行しているところでございます。

こういったカンファレンスにつきましても、この規則30条の4の今回の改正で認められたようなウェブ会議や電話会議での打合せ、そういったものが可能と解することができるでしょうか。

この改正案が、検察官関与決定のない事件ではウェブ会議などではできないというような、禁止する趣旨ではないということを確認したいということでの御質問でございます。

よろしくお願いいたします。

【酒巻委員長】 御質問ありがとうございました。ただいまの松田幹事からのカンファレンスに関する御質問ですが、これに対しては、事務局の北嶋幹事からお願いします。

【北嶋幹事】 幹事御指摘の検察官関与決定をした事件以外の事件における付添人と裁判官や家庭裁判所調査官などとの間で実施されるカンファレンスにつきましては、事実上の打合せでございまして、法令上、その方法を制限する規律はございません。

このため、ビデオリンク方式など、すなわちウェブ会議や電話会議で実施することが否定されるものではないと考えております。

本改正案は、少年審判規則30条の4に規定する打合せ以外の打合せについて、ウェブ会議や電話会議での打合せを禁ずる趣旨のものではございません。

【酒巻委員長】 松田幹事、よろしいですか。

【松田幹事】 はい、ありがとうございました。

【酒巻委員長】 それでは、他に質問のある方はどうぞ挙手をお願いします。

土橋委員どうぞ。

【土橋委員】 はい、大阪弁護士会の土橋です。私の方からは、要綱案第2「映像と音声の送受信による通話の方法による手続に関する規定の整備」の2「映像と音声の送受信による通話の方法による審判期日への出頭等」の(2)「少年の出頭及び付添人の出席」のアについて質問をさせていただきます。

ビデオリンクの方式によって審判期日の出席が可能になる場合として、(ウ)の「天災その他の事由により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき」が定められていますが、大雪や海の時化とかですね、鑑別所と支部ですね、実

際の支部がかなり離れていて、海を渡らなくちゃいけなかったりとか、かなり大雪のある北の方の地区のことを想定していますが、これら天候によって交通が途絶してしまって、少年が少年鑑別所から裁判所まで出頭することが困難な場合にも、これに該当すると解されるものでしょうか。

さらには、台風に伴う洪水や大雪で審判の前後に交通が途絶することが強く懸念はされるものの、少年鑑別所から車両が出発する前の段階でいまだ途絶しているわけではないという場合でも著しく困難と認めることも想定されてますでしょうか。

【酒巻委員長】 それでは、土橋委員からの御質問に対して、北嶋幹事、よろしくお願いします。

【北嶋幹事】 少年につきましては、教育的効果の観点から、裁判官の面前で審判を行うことを原則とすべきでございますので、天災その他の事由による出頭困難を理由としてビデオリンク方式による少年の審判期日への出頭が認められるためには、要綱案第2の2(2)アの(ウ)「少年が天災その他の事由により同一構内に出席することが著しく困難であると認めるとき」に当たるとともに、柱書の「やむを得ない事由」などの要件を満たす必要があるものと規律しております。

その上で、1点目の御質問につきまして、個別事案に応じた判断にはなりますが、天候を原因として審判期日の変更等で対応できないような継続する交通途絶があった場合には、(ウ)の場合に当たるとともに、「やむを得ない事由」があると判断される場合もあると考えられます。

2点目の御質問につきましても、個別事案に応じた判断になります。判断の時点で出頭が現に不可能である場合はもちろん、著しく困難であるかどうかの判断において、その後に生じうる事態を考慮できるのは当然であると考えられるところでございまして、御指摘のような事情を理由として(ウ)の場合にあたると判断される場合もあると考えられますが、そのような場合でありましても、審判期日の変更等で対応できないようなやむを得ない事由が認められるかは別途問題となるものと考えられます。

【酒巻委員長】 土橋委員、続けてどうぞ。

【土橋委員】 少年の教育的効果の観点からは、審判廷への出頭が原則であるということが第一かなと思っております。期日変更の可能性を限りなく探る運用をしていただくことをお願いしたいと思います。

【酒巻委員長】 それでは、他に御質問ある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。

よろしいですか。他に御質問ございませんか。

はい、ありがとうございます。それでは、要綱案につきまして、今度は、御意見のある方は挙手の上で御発言いただければと思います。

金矢委員、どうぞ。

【金矢委員】 弁護士の金矢から意見を申し上げます。私の方からは、要綱案第2の2(1)、家庭裁判所調査官の審判期日への出席について意見を述べたいと思います。

家庭裁判所調査官にビデオリンク方式で審判期日への出頭等を認める改正には賛成です。

しかしながら、この改正は、従来、裁判長の許可を得て調査官が審判に出席しなかったような事案において出席を可能にする手段として使うことを基本とすべきであり、従来、調査官が審判廷にいたような事案をビデオリンク方式での審判出席でよいことにすべきではないと考えています。

審判対象たる要保護性の判断基準時は、審判時とされていますが、観護措置がとられ、集中的に内省の機会が与えられた可塑性の高い少年にとって、観護措置期間の初期を直接知り、かつ、観護措置期間を経た審判においてその変化を見届けてくれる裁判所職員は、家庭裁判所調査官になります。

少年の考えの深まりが十分であるか不十分であるかにかかわらず、その変化を見届けることが、要保護性の有無・程度を審判時に判断するために必要であり、大人が真剣に審判廷での少年の一挙手一投足に注目することが、重い処分を受ける少年

の納得感にも影響する、ひいては、処分の軽重にかかわらず審判の感銘力に影響すると私は考えるのですが、付添人としての経験上、少年側・家庭裁判所調査官側双方の真剣さ・熱量といった微妙なものは、画面越し、画面という枠のある世界では十分に伝わりきらないと考えるからです。

私の意見は、以上です。

【酒巻委員長】 金矢委員、御意見ありがとうございました。今の御意見に対しては、事務局から北嶋幹事、どうぞ。

【北嶋幹事】 個別事案における具体的な運用につきましては今後検討されることになりますが、どのような場合に家庭裁判所調査官のビデオリンク方式による審判期日の出席を認めるかにつきましては、少年への教育的効果等を勘案しまして、裁判長が規則の趣旨等を踏まえ適切に判断することになるものと考えております。

最高裁判所といたしましても、少年に対する対面での働きかけ等が重要であるとの委員の御意見を踏まえまして、引き続き、家庭裁判所調査官の適切な関与に向けた検討を後押ししてまいりたいと考えております。

【酒巻委員長】 ありがとうございました。金矢委員、よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、他に御意見がある方、どうぞ挙手をお願いいたします。

土橋委員、どうぞ。

【土橋委員】 はい、土橋です。この改正規則の適用時期についての意見でございます。

この改正規則は、法改正などから、令和9年の3月までに施行される予定とのこととです。もう9カ月程度しか時間が残されておられません。しかし、システムの詳細など、いまだ未確定な部分があるというふうに聞いております。要綱案第1の4

「電子処理組織による申立て等」の定めでは、弁護士付添人はシステムを利用した申立てが原則となっていて、このシステムに習熟していることが前提となっています。しかし、弁護士付添人への周知はまだされておりません。研修についても未定

の状態となっています。特に、デジタル化に慣れない弁護士付添人もいることから、十分な習熟期間が必要だと思われます。このままの状態が規則が施行されますと、大きな混乱が予測されます。まず、システムを早期に確定していただきたいと存じます。

また、システムが確定次第、研修について弁護士会としても積極的に実施していきますので、裁判所におかれましても、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

【酒巻委員長】 御意見ありがとうございました。今の土橋委員の意見について、どうぞ、北嶋幹事。

【北嶋幹事】 少年事件の弁護士付添人の方に御利用いただく裁判所のシステムにつきましては、関係機関とも連携しながら鋭意開発を進めております。最高裁判所といたしましても、システムを用いた申立て等、デジタル化後の運用を円滑に行えるよう、各地の家庭裁判所とともに弁護士会での研修の後押しをしてまいりたいと考えております。

【酒巻委員長】 土橋委員、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

他に要綱案についての御意見を伺いたいと思いますが、御意見ある方はどうぞ挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、要綱案につきまして御質問と御意見を伺ったところですので、諮問事項について、採決のに移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。なお、幹事の皆様には投票権はございません。

事務局から提出された少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、念のため、反対の委員の挙手をお願いいたします。

どうもありがとうございます。

それでは、事務局から採決の結果を報告していただきます。

【北嶋幹事】 ただいまの採決の結果を御報告いたします。賛成の委員の方9名、反対の委員の方0名でございました。出席委員総数は委員長を除きまして9名でした。

【酒巻委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、事務局作成の少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案につきましては、出席委員全員が賛成ということで可決されました。

それでは、本制定諮問委員会としては、この要綱案を基に少年審判規則の一部を改正する規則を制定すべきであるという結論になると存じます。この結論に皆さん、御賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。また、今後の条文の技術的な修正につきましては、本日出た御意見も踏まえて、事務局に一任するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、最高裁判所におかれましては、ただいま御承認いただきました答申に基づいて、速やかに規則を制定していただきたいと存じます。

これで審議を全て終わりましたので終了したいと思います。最後に、委員、幹事の皆様で何か御発言されたい方があれば、どうぞ挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、本日の委員会はこれで終了することにいたします。閉会にあたりまして、馬渡委員から一言お願いいたします。

【馬渡委員】 スピーディーな御審議をいただき、誠にありがとうございました。事務局を代表して、委員、幹事の皆様に御協力いただいたということに対して御礼を申し上げます。

事務局といたしましては、本委員会の議論を踏まえまして、改めて規則案を検討し、裁判官会議の議決を経て改正規則の早期制定を目指すとともに、各裁判所において適切な運用がされるよう施行に向けて支援をして参りたいと考えております。

委員、幹事の皆様からは、今後も少年審判手続のより一層の適正化のために、引き続き御指導、御助言をいただけると幸いに存じます。

最後になりましたが、酒巻委員長におかれましては、円滑な審議に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

[了]